

統合報告書とは何か

統合報告書が注目されている。まず、東証の市場区分変更に伴い、グロース市場の企業中心に作成する企業が増えてきて、2021年は前年比で2割以上増加して700社を超えており、統合報告書に対する企業側の関心が高まっていることが上げられる。また、2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいてESGやSDGsに対する取組みを上場企業が求められていることも影響している。

この統合報告書とは何かについては、一般的な説明としては決算短信や有価証券報告書などの財務情報とCSR報告書やSDGsレポートなど非財務情報を統合したものと説明もあるが、定まった様式はない。統合報告書の在り方としては、投資家から見た場合、財務内容などの企業内容がどの様な状況にあり、それがどの様な理由によるもので、今後、どの様に変化するかを一連で説明する部分や、企業の抱える問題や強みなどが今後の中期計画などでどの様に変わっていくかまで関連付けて記載されていること理想的とされている。

現時点では、統合報告書を作成する企業の多くは、VRF（Value Reporting Foundation、価値創造財団）のフレームワークや経済産業省が作成した「価値協創の為の統合的開示・対話ガイダンス」（2017年5月）を参考にしているケースが多い。

本稿ではより投資家視点に立っているということでVRFのフレームワークを取り上げるが、VRFによると統合報告書の定義とは、外部経営環境を背景として組織の戦略、ガバナンス、実績、及び見通しが、どのように短中、長期の価値の創造、保全又は破損につながるかについての簡単なコミュニケーションとしている。また、統合報告フレームワークにおいては、企業の持つ6つの資本が、7つの指導原則によって報告書の内容及び情報の表示方法として提供され、その結果記載される8つの内容要素については、内容要素間の結合性をもって報告するものとされている。（各要素等の項目と関係は下図に記載）

一方、有価証券報告書などの金融商品取引法上の法定開示の方についても非財務情報の記載内容を強化する動きが強まっており、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正が2019年1月に実行されて、2021年3月期以降については以下の記述情報の充実が求められている。

- 経営方針・経営戦略等は、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識
- 事業等のリスクでは、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策
- 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載

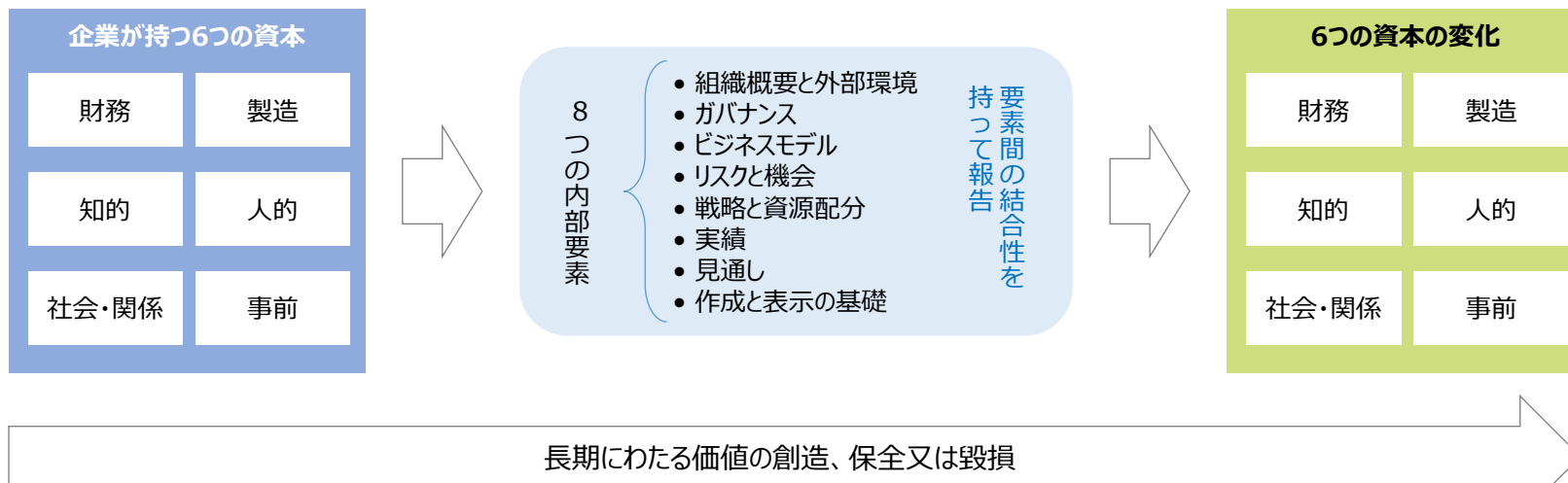
また、金融庁による記述情報の開示の充実に向けた取組みとして、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」「事業等のリスク」「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」「コーポレート・ガバナンスの状況等」等の項目について、2022年5月から解説動画の配信を始めている。

統合報告書は、企業による任意の情報発信なので、法定開示や適時開示の様に定まった情報開示項目や開示プロセスがある訳はないが、その分、自社の企業価値創造の要因やプロセスを経営者の言葉を使って投資家に伝えることもできる。また、統合報告書作成の過程において、企業がもつ資源（資本）が事業戦略によってどの様な変化をしたか企業側が再認識する効果もあり、株主や投資家・取引先などステークホルダーとの関係改善にも役立つことが期待されている。

VRFの統合フレームワーク概要

7つの指導原則（情報の表示方法）

戦略的焦点と将来志向、情報の結合性、ステークホルダーとの関係性、マテリアリティ、簡潔性、信頼性と完全性、首尾一貫性と比較可能性



※2022年4月、東証セミナー資料より作成